

低入札価格調査を経て契約締結した工事に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、常陸太田市低入札価格調査制度実施要項(令和6年常陸太田市告示第74号。以下「要項」という。)第9条で定める必要な措置について、その取扱いを定める。

(確約書の提出)

第2条 契約時に確実な業務履行、調査内容に整合した工事の施工に努める旨の確約書(別添記載例参照)を提出させるものとする。

(フォローアップ調査の実施)

第3条 品質の確保及び適正な施工の確保等の観点から次の措置を講じるものとする。

2 工事着手後、要項第6条第1項に基づき提出された各調査票の内容とその整合性、下請工事の施工管理、下請業者との契約状況及び支払い状況を確認するため、契約管財課及び工事担当課により、ヒアリング及び現地調査を行うものとする。

3 次の各号が内容と異なる場合は、理由書(様式第1号)を提出させるものとする。

(1) 低入札価格調査時に提出された各調査票の内容とその整合性

ア 下請予定業者名、下請予定金額及び労務費の整合性

(ア) 工事費内訳書

(イ) 労務者の具体的供給見通し

(ウ) 下請予定業者及び下請金額

イ 手持ち資材及び機械数の整合性

(ア) 手持ち資材の状況

(イ) 手持ち機械の状況

ウ 資材購入先の整合性

(ア) 資材購入先及び入札者と資材購入先との関係

(2) 下請工事の施工管理 様式2のチェック項目について施工現場において調査を実施

(3) 下請業者との契約状況及び支払い状況 様式3のチェック項目について施工現場において調査を実施

2 監督体制等の強化

(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

(3) 重点的な監督業務の実施

- (4) 厳格な検査の実施
- (5) 施工体制の立ち入り点検
- (6) その他特に必要と認められる事項

3 工事完成時

- (1) 下請業者への支払状況調査 元請業者は、当該工事の全ての支払いが完了後、別紙調査票①を記入のうえ、提出するものとする。
- (2) 下請業者の代金受取り状況調査 下請業者は、当該工事の全ての代金を受領後、別紙調査票②を記入のうえ、提出するものとする。
- (3) 再下請業者への支払状況調査 下請業者は、当該工事の全ての支払いが完了後、別紙調査票③を記入のうえ、提出するものとする。
(調査に非協力や虚偽の回答等の措置)

第4条 これらの調査に協力しない場合や虚偽の回答をした場合、各調査時の回答内容と実施状況が大きく乖離した場合は、契約違反等として指名停止等の措置も考慮するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に公告する工事から適用する。